

準備研究会への意見（5）

2025年7月23日 岡本仁宏

1、 資料1説明資料について

（ア）資料1－資料3頁及び24頁（以下、資1－8、24と略記） スケジュールについて

ワークショップの実施時期が9月から10月ということになると、その結果をガイドラインに生かしていくのは、かなり困難にならないか、心配。どのように用いるのか、また参与がどのように関与できるのか、ワークショップの仕様書等についてもスケジュールとの関連で明らかにしていただきたい。関心を持っている団体に早く情報を伝えることも期待できる。

調査研究についても、この時期の調査では成果の生かし方が難しいと考える。「日本版 DAF」についての議論などについても記載されているが、委託者の指図権や公益事務の執行時期の問題を含めて重要である。例えば DAF 関係については、調査結果をまつことも重要だが、溜箭参与はもちろん大西たまき先生等専門家ヒアリングの機会を早く設定する等、本当にガイドラインに生かせるようにされたい。

また、会計関係の議論について、研究会の統合という方針に基づいて会計専門家でない参与もきちんと議論するために、より丁寧な資料提示を望む。

なお、モデル契約書については、3月やあるいは施行後の提示になってもやむを得ないと考える。ガイドラインと並行して検討したり議論したりするのは無駄が多すぎることにならないか危惧する。

（ア）（資1－6） スケジュールについて

ブロック会議や都道府県への説明がされる内容については、ガイドラインの領域で議論されるべきであろうかと考える。

（イ）（資1－8）（御参考）ガイドラインの概要（構成・目次）

「踏襲」する部分について、「公益信託の特性を踏まえた修正」が必要ないか丁寧に検討する必要があるとかがえるが、収益事業の排除や規模感等の違いなどを踏まえた修正がされているか。

例えば、第1章第4節の内閣府都道府県との連携について

分散管理方式によって、多くの都道府県の認定及び監督事務が公益法人行政において行われている。しかし、本来の公益法人制度改革の趣旨からして旧主務官庁がそのまま認定・監督事務の実体を担うような行政手法は望ましいとは考えない。「補助執行」など地方自治法上の条件は整備されていると思うが、制度趣旨を前提にして実態把握と見直しを行っていただきたい。

この実態把握を前提にして、この研究会の所管は公益信託であるから、公益信託については上記の体制を取らず、集中的な体制を取る方向への助言を期待する。なお、集中管理している自治体においても、合議制機関の開催頻度が非常に少ない場合がある。その点についても実態把握し、必要な改善をし、公益信託の認可・監督行政が新しい法改正の「プリンシプル」に合致するようにしていただきたい。その点での検討をしたうえで都道府県に対して説明等をされることを期待する。

なお、もちろん地理的な条件等も存在する点にも鑑み、申請者や公益信託関係者、行政担当者の負担軽減のためにも、申請等で全国で使えるインターネットを通じた行政手続の整備にも注力されることを期待する。

(ウ) (資1-10) 第1章基本的事項(総則)(1)「軽量」の定義

○「軽量」の定義

・ 「事業の内容」とか「事業が単一」とかいう表現で「事業」という言葉が頻出するが、「事務」との関係での整理がされているのか不明。『事務』と『事業』の用語の違いについての、ガイドライン案(第2章2頁→以下2-2と略記(資料番号と章番号がずれているので混乱を招きやすい点に留意。意見フォーマットでは章番号)での整理は、全体に適用されているとは言えないようである。

少なくとも、a) 公益法人ガイドラインの文章を援用することによって曖昧になっているし、またb)「助成型」「事業型」というような区分との関係でも混乱があり得る。用語法の整理を行ってはどうか。

・ 信託行為や申請書において、「事業の内容が明確で具体的で」でなくても認可可能ということが前提とされているように読めるが、それでよいのか。というのは、他のガイドラインの表現では、例えば、

「公益事務としての基本的考え方及び原則が信託行為及び申請書に明確に記載されていない場合には、公益事務としての外延が画されておらず、内容が不明確であるために、不認可となることがあり得る。」(2-6)

というような表現もある(岡本はこの引用部分は「外延」に言及することで過度に抑制的に働くし第2章で唯一「不認可」に言及する不必要な恫喝的表现でもあり全体として不用と考えるが)。

おそらく、段階性をもった「明確で具体的」な類型を想定していると思われる。つまり、一般に、詳細な明確性・具体性を求めることなくとも公益認可は可能であるが、一定の段階まで明確性・具体性があれば、という趣旨であろう。この段階性の認可判断および監督上の必要性について、どのように確認できるだろうか。

この点は、「軽量」型が、どのような規制緩和になるのか、という効果との関係で決まるだろう。この点が現時点では明らかではない。想定されるのは、例えば下記のような点であろうがその内容との関係で「軽量」性の基準も異なってこざるを得ないだろう。

- ① 財務三基準に関係する会計処理の簡素化あるいは事後規制化
- ② ガバナンスにおける要件の簡素化・単純化(認可監督上の複雑な判断要素を省き必要な提出書類を削減する)
- ③ 受託者・信託管理人等の能力要件の簡素化
- ④ 書類(申請書類、備え付け書類、定期提出書類等)の簡素化

若干の危惧は、前回の意見書でも出したが、軽量型に量的基準以外の他の基準を入れることによって過度に限定的にならないか、である。

・ 例えば一般法人や中小企業は非常に多く存在しているが、会社法や一般法人法の適用があっても具体的には執行されていない場合は多い。紛争が起こり問題が顕在化した場合にその状態が明らかになることが一般的である。そして、このような仕組みは十分に機能を果たしている。

ちなみに、税制上の優遇からの規制必要性論が営利競合論でもしばしば語られるが、7割から6割5分の営利企業は法人税を払っていない。さらに、大多数の公益法人は中小零細規模である。この規模であれば企業も赤字法人として法人税を払っていない割合は一層多い。

https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198653_1527.html

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/hojin2022/hojin.htm>

また、パススルー課税であるLLP(Limited Liability Partnership=有限責任事業組合)ももちろん法人税は払わない。非営利法人の場合と同様であると言ってよい。

小さい公益信託に対して過度の規制をしないことは、「民間公益を活性化し、活力ある社会を実現すること」

という「公益行政」のためには非常に重要である。ちなみに、営利であろうと非営利であろうと基本的にスタートアップは小規模であって、多くの失敗するチャレンジの中から新しい創意工夫にあふれる事業が生まれてくる。「活力ある社会」「活性化」は小規模公益信託への規制緩和からしか生まれない。

なお、軽量だからこそガバナンス上の制度コストを担えないのかかわらず、基準としてガバナンスコストを増大させる内容が入らないか（3-10 等）、という点についても留意する必要があると考えている。

・規模別規制はすでに公益法人制度の改革でも導入が促進されている。2025 年公益法人制度改革で導入された収益 3,000 万円未満かつ費用・損失 3,000 万円未満の法人が外部理事について適用除外になっているし、従来から会計監査人の設置基準にある大規模公益法人については、収益の額 100 億円、費用及び損失の額 100 億円、負債の額 50 億円となっている。つまり、すでに規模についての段階的な規制は、導入されている。公益信託の場合には、規模基準は小規模が多いことが制度の前提的認識であったのであるから、小規模基準はより低いはずだと考える。

関連記述の抽出

3-7「軽量な公益信託であって、複雑な経理処理が想定されないような場合には、信託管理人（会計業務について監督する能力が確保されている場合に限る。）によるチェックが定められていることをもって、財産目録等の作成プロセスが定められていると判断し得る。」➡経理処理の複雑性の水準で段階性を付けようとしているように推定できる。

3-9「○また、「当該公益信託事務等の内容」に応じて、公益信託事務を適正に処理するために必要な能力も異なるのであり、特に、軽量な公益信託においては、徒に一律の基準を求める必要がないことに留意する」

3-10「ウ：軽量な公益信託であって、受託者の重要な意思決定について、信託管理人及び合議制機関（信託行為において定められているものに限る。）の同意（コメント 1）を必要とする旨信託行為において定められているもの

エ：軽量な公益信託であって、受託者の重要な意思決定について、信託管理人（法令等において、信託管理人の理事会の三分のルールが定められている法人又は独立した 3 人以上の信託管理人がいる場合に限る。）の同意を必要とするとともに、公益信託事務の実施状況について、信託管理人が原則として年に 3 か月に 1 回以上（コメント 2）確認する旨を信託行為において定められているもの

オ：軽量な公益信託であって、公益事務の内容、受託者の体制その他事務の適正性を確保するための受託者の取組、信託管理人の職務及び体制に照らして、意思決定に関して、適正な運営を確保する仕組みが確保されていると考えられるもの。」

「軽量な公益信託等において、一律に規程等の整備を行う必要はないが、公益事務の内容や規模に応じて、受託者内部におけるルールを定めた規程を整備することはガバナンス確保の観点から重要である。」

3-15「最低限の知識・経験は不可欠であるが、特に、軽量の公益信託においては、多くの場合に複雑な会計処理は行われないと考えられること、公益事務の内容にもよるが複雑な法律问题等もあり想定されないことなどを踏まえることが適当である。」

岡本コメント注記（1）これは、従来の特定資産公益信託、つまり助成型公益信託での「運営委員会」ではなく、根本的に異なる「合議制機関」の位置づけをしていることが明らか。理事会（一部の評議員会）的役割？位置づけの整理が必要ではないか。

同コメント注記（2）ママ

（エ）（資 1-11）第 1 章基本的事項（総則）（2）「公益信託関係者の責務」

○ガイドラインに、受託者等の責務を記載するか否か。

➡信託の構造についての基本的説明部分をつけ、その部分に受託者等の信託法及び公益信託法上の責務を記載してはどうか。

○受託者等は、信託行為に定められた職務を執行する存在と捉えるか、公益事務の自主的な改善を図り、必要な場合には信託行為の見直しをする存在と捉えるか。

➡この選択肢は、①信託行為に定められた職務を執行する存在、②公益事務の自主的な改善を図り、必要な場合には信託行為の見直しをする存在、との間での差異があることが前提となっている。

②の「公益事務の自主的な改善を図」ることが、信託行為の範囲内であるのなら、当然の受託者の責務である。しかし、問題は、①「信託行為に定められた職務を執行する」ことと、②「必要な場合には信託行為の見直しをする」こととの関係を想定していると考えられる。

この場合、1、信託目的は妥当で変化させる必要はないが、具体的な「信託行為に定められた職務」が信託目的の遂行上適切な内容ではなくなった場合、2、信託行為に定められた信託目的が委託者の信託目的とするものとなっていることが分かった場合（存命中の委託者が信託目的そのものの記載の瑕疵を発見して信託目的の記載の変更を望んでいる場合等）、3、信託目的そのものが公益性を失った場合、が考えられる。

1の場合には、「受託者は、信託の目的の達成のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない」（信託法第30条を公益信託法第33条3項による読みかえ）のであって、信託行為の変更を行う忠実義務があると考えられる。

2の場合には、受託者が委託者に同意する場合と、同意しない場合とがあるが、どちらも信託法第150条の規定により変更することができる。同意する場合でも、委託者の意図と信託行為との相違とが主要な論点であるから委託者が第一義的に申立てる義務がある。その場合、受託者は変更の申立てについて法的義務があるとは言えないだろう。委託者が何らかの事情で申立てができない場合で、受託者が同意する場合には申立てを義務付ける解釈は可能だろう。

3については、受託者や信託管理人がその職務を遂行することが、公益信託としてふさわしくない、あるいは公益事務を行うことができないと判断した場合には、変更あるいは信託の終了を行うことが義務付けられると考える。

なお、1及び3の場合には、行政庁は、公益信託の認可の際に確認したうえで、申請者が変更しない場合には不認可にすることも可能であろう。

（オ）（資1-13）第2章公益事務該当性の判断

○申請書に記載が必要な、「公益事務の内容」については、信託行為に記載することを原則とすべきかどうか。

○公益事務の内容、公益事務の公益性を確保する手段等については、委託者の重要な関心事項と考えられ、公益事務該当性に必要な情報は、信託行為において規定されることが望ましい。ただし、申請書において補足することも可能とする。

➡例えば以下のように、法定事項と奨励事項を明確に表現上分けるべきである。

「公益事務の種類及び内容」については、法定事項として申請の際に必要な事項であって（7条2項4号）、この申請書類の内容は、公開される。また、「公益事務の内容」は公益信託に関する法律施行規則（以下規則）第1条4号において信託行為への記載が必要となる。

信託行為に書かれる「内容」と申請の際に書かれる「内容」とは、基本的に同一、あるいは矛盾しない内容でなければならない。委託者に忠実に事務を行うことが信託の本旨であるから、信託行為において委託者の意図がきちんと示されることが望ましい。

ただし、遺言などの場合を含めて信託行為の内容があいまいである場合もあり得る。そういう場合、委託者の意図を実現するために、委託者や遺言執行者の合意を得たうえで、受託者が行政庁への申請において「公益事務の内容」について信託行為の記載を補足できることは言うまでもない。」

○特に信託行為に規定される「公益信託の目的」を公益事務の目的として取り扱うことを原則とする。公益信託の目的は、公益信託の根本規範として関係者を拘束し、行政庁の認可を受け、国民に示されるものであり、どのような目的で、どのような事業を行うかについて、明確に定めることが求められる。

➡「求められる」というのは法定事項なのか、奨励・推薦事項なのか、不明確である。

第2文は、当然のことで、リダントであって必要ない。

「公益事務を行うことのみを目的とする」ことが法に定められている。また、「規則」において「公益信託の目的」「公益事務の内容」が信託行為に記載されなければならない。委託された公益信託の目的にそって公益事務の内容が実行されることになる。」

○信託行為に規定された事務の一部を、実施しないことは可能か（将来の追加信託を想定して、当面実施しない公益事務等を記載することができるか）。

○原則として信託行為に規定された信託事務と実際の信託事務とを一致させる。

理由があれば、一部を実施しないことも可とするが、その旨、信託関係者が説明責任を負うこととしてはどうか。

➡個々の事業年度においては、実施しないことは当然に可能である。いつ実施するのが適切かは、信託行為に定めなければ受託者の判断になる。ただし、信託行為に記載されているのに永遠に実施しない、という選択肢を受託者は取ることができないだろう。「説明責任を負う」というのは法的義務として負うというように読めるが、それでよいか。よいのであれば、その点を明確にすべきだろう。

○信託行為に規定された公益事務の一部廃止について、届出事項として整理できるか。

○「届出」による一部廃止は不可とするが、実施しないことに理由があれば、実行上、実施しないことがあり得るとともに、実施しないことについて、信託関係者が説明責任を負うこととしてはどうか。

➡妥当な方針案だと考える。

（力）（資1-15）第3章（公益信託認可基準等(1)受託者の能力（法第8条第2号）

○行政庁の認可後に公益信託の効力を生じさせる信託設定や財産の信託譲渡の時期について制約する法令の規定がないため、「事業計画書」にて以下のような事象が記載された場合、どのような整理を行うか。

①想定される公益信託認可の時期と信託の効力発生時期が大きく乖離するもの

②信託の効力発生時期と財産の信託譲渡の時期が大きく乖離するもの

③「信託設定時における信託財産に係る予定財産目録」が0円又は極めて少額の財産で信託を設定し、委託者に1年後に1億円の追加信託義務があるもの

○公益認可の審査の時期と、信託の効力発生又は財産の信託譲渡等の時期が大きく乖離すると、審査に係る状況に変化が生じる可能性もあり、効果的な審査はできなくなる。

また、公益信託は、信託財産を活用して公益事務を実施するものであることを踏まえると、公益事務を実施しない公益信託や、公益事務の実施に必要な財産の抛出が行われない公益信託を認可する必要性は乏しい。

○一方で、委託者や受託者の状況等に応じ、一定期間後に信託契約の効果を発生させ、又は、段階的に財産譲渡を行うことを一律に禁止する理由もない。

○以上を踏まえ、特別の理由がある場合を除き、認可から遅くとも3か月以内に、信託の効力が発生し、相当の財産の信託譲渡が行われ、相当の公益事務が開始されることを求める。

➡「求める」とは、法的義務として求めるのか、望ましいということなのか。「3か月以内」は適当か。

一般的には、3か月以内は、望ましい目途として提示することは妥当だが、

場合分けとして、

- 1、 信託行為に、効力発生時期が記載されている場合、財産の信託譲渡が行われる時期が記載されている場合

→信託行為に記載されている場合には、その記載通りの実行が信託行為に基づく法的義務として求められる。

- 2、 信託行為に、これらの時期が記載されていない場合

○事業計画書に記載されている場合

事業計画書の記載通りの実施を求める。

○事業計画書に記載されていない場合

事業計画書自体の妥当性が問われるので、その点での妥当性があれば事業報告書の段階で審査してはどうか。

- 3、 委託者の意図と異なることが分かる場合、委託者が実施時期が先であることを知らない場合

行為に記載がなく、しかも委託者が知らない場合（あるいは知っていても意図と異なる場合）は、委託者が存命で判断能力がある場合には、委託者の事業実施時期の延期について承認があるか、ない場合は信託管理人の意見はどうかなど、具体的状況の確認をするなど、状況確認は大変で、認可事務負担が多くなるだろう。やはり事業報告書の段階で妥当性を判断すればいいだろう。

いずれにせよ、3 か月以上の期間があく場合には、その説明に合理性があればよいのではないか。

また、特殊的には、「一定期間後に信託契約の効果を発生させ、又は、段階的に財産譲渡を行う」、たとえば10 年後に発効させる、段階的に資産譲渡するという信託契約や遺言を無効にできるか、という点は、残余公益信託問題と関係しているので、丁寧に検討することが必要なので、意見を現時点では控えるが可能性を広げる方向で考えたい。

○審査に当たっては、信託設定時の「予定財産目録」において、相当の公益事務を実施するのに足る信託財産が記載されていない場合は、経理的基礎がないものとして取り扱う。

また、合理的理由がなく1年以上先に発生を予定する公益信託については、その時点での受託者の経理的基礎及び技術的能力を有することについて判断できず、不認可とすることがあり得る。

➡例えば、受託者が事業を実施する準備が整うまでに時間がかかる場合で、委託者の余命が短い場合等、信託契約を交わし認可申請をすることを否定する必要はないだろう。不認可とする場合があるのは明らかだが、自由度があることについての言及もあるべきではないか。

○さらに、合理的理由がなく、認可から3 カ月程度で想定される公益事務を適正に遂行し得る財産の信託譲渡が行われないものは、経理的基礎が十分ではないものとして取扱うこととする。

➡記述の意味が十分とれないが、信託行為に書かれている信託財産の拋出が実施されない場合を想定しているのであれば、経理的基礎の問題というよりも、合理的理由がない場合であれば信託行為自体が不履行になっているので、その場合には、信託そのものの不成立の可能性が高いのではないか。1 年後の事業報告時点で説明を求め、実施の予定が立たないようであれば報告徴収手続きを経て認可の取消でよいし、実施予定が明確で合理的に妥当と判断できるのであれば、適宜報告を求めるということでよいのではないか。

(キ) (資1-16) 第3章公益信託認可基準等(1)受託者の能力(法第8条第2号)

○「分別管理が適正に行われる仕組み」と信託法34条の別段の定め

○分別管理は、信託財産の独立性や商慣行と密接な関係を有していることから、原則として信託法第34条第1項の方法による分別管理を求めるものとする。

○「別段の定め」は、「一時的な猶予」等公益信託の目的に支障がなく、受託者の信用力や公益信託事務の遂行の観点から合理的なものに限るものとする。

○「分別管理が適正に行われる仕組み」は、分別管理が確実に実施されることを確保するための組織・体制、規程の整備やサービスの利用などと言うものとする。

➡

「分別管理が適正に行われる仕組み」は規則第4条1項2号記載されており、法8条2号の受託者の経理的基礎及び技術的能力の内容の一つで政令で定められている。

「別段の定め」の内容については、

「組織・体制、規程の整備」について、どの程度求めるのか、はとても重要な問題である。小さい場合、「組織・体制」というほどのものは存在せず、「規定」の持つ意味も関与する人間が少ない場合には、異なってくるだろう。それについてどのように対処するかが問題だろう。例えば受託者一人と会計を外注委託するような場合、「組織・体制、規程」というよりも具体的な「仕方」とでもいうべきものになると思われる。別口座を作る、金銭管理の帳簿上の区別、出金の手続きマニュアルなどの水準になるのではないか。

○「分別管理が適正に行われる仕組み」として専用口座の開設を求めるか。

○口座が別であることは、信託財産であることの疎明によって差し押さえ状態からの回復を容易にする（信託法第23条第5項）と考えられる。また、信託財産である旨を口座に表示することによって受託者の固有財産や他の信託財産の債権者からの差し押さえリスクが軽減される可能性がある。税務の取扱いからも、同一の口座に固有財産と信託財産が混在することには弊害がある。

○このため、原則として以下の基準を設ける。

- ・公益信託の口座は、当該公益信託の信託財産のみを管理する専用口座として開設する。

- ・口座の名称は、公益信託の信託財産である旨を表示することを原則とする。（例：「公益信託●●基金受託者ABC」「公益信託受託者ABC」等）

- ・金融機関にて対応が可能でない場合は、受託者名のみを表示した口座の開設で可とする。

なお、複数の公益信託を引受ける際、同一の金融機関から「受託者名のみ」を表示した複数の口座の開設が断られた場合、他の金融機関で口座を開設する。

➡基本的には、妥当であるが、よりサポータティブであるために下記の点を検討されたい。

日司連が公表した「民事信託支援業務の執務ガイドライン」

<https://www.shiho-shoshi.or.jp/cms/wp-content/uploads/2024/12/28dcb306035c1754a6263de324c2e8b3.pdf>

6頁で「可能な限り、①受託者を預金者とし、②口座の名義から信託財産に属する財産を管理するための通帳であると判別でき、③信託法の規定に従って通常の預貯金と異なった取扱いがなされる（独立したCIFコードが付される、受託者の変更時の引継ぎに対応できる等）、という条件を充足する口座を開設することができる金融機関を調査した上で、信託口口座を開設すべきである。」と記載されている。

信託口口座を解説できる金融機関での手続きが過剰な負担にならないか確認したうえで、金融界への要請内容とともにガイドラインで推奨することが望ましい。

○公益信託の信託財産の情報開示の適正性を担保するための規律をどのようにするか。

○公益法人の場合と同等の者に計算書類等を確実にチェックすることを求めることとする。

その際、信託管理人において同等のチェックが確保されている場合には、受託者における要件を緩めることとする。

- ☑費用又は収益の額が1億円以上の公益信託：公認会計士又は税理士（これらに準ずる会計事務の精通者（※））が確実にチェックする仕組みが確保されていること（信託管理人が公認会計士又は税理士である場合は、経理事務経験者が確実にチェックする仕組みが確保されていること）
- ☑費用又は収益の額が1億円未満の公益信託：経理事務経験者（経理事務に5年以上従事した者等をいう。）が確実にチェックする仕組みが確保されていること

※現時点で、公益法人において会計監査人の監査が求められるのと同等の規模で公益事務を実施する場合には、原則として公認会計士の【P】意見の提出を必要とすることとする。

➡規模別規制に賛成。分かりやすく全体として整理して段階的に示すことが必要であると考える。

イギリスのチャリティでは、下記のようになっており、かなりの大規模チャリティ以外では監査を義務化していない。むしろ情報公開による社会的モニタリングが重視されていると言ってよい。公益信託の場合も、大規模公益信託は除き、信託管理人の存在によるガバナンスの複数性も確保されている以上、監事機能を特段強化する必要はない。

下記の表で見た場合、1万ポンド≒約2百万円、2.5万ポンド≒約5百万円、25万ポンド≒5千万円、50万ポンド≒約1億円、100万ポンド≒2億円である。1億円以下が4段階の類型に分けられており、外部精査（external scrutiny）も500万円以下では必要ない。日本でも、この程度の小規模公益信託への配慮が欲しい。500万円以下では外部監査も必要なくなっている。

表5 チャリティの定期報告の内容

年間総収入 (£)	団体情報更新			年次申告書 ¹			年次報告作成		年次報告書(会計含む)			会計 基準 ⁵
	CC	HMRC	CH ²	A,B	C	D	小規模	大規模	提出	要精査 ³	監査 ⁴	
1万未満	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	選択
1万-2.5万	○	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	選択
2.5万-25万	○	○	-	○	○	-	○	-	○	○	-	選択 ⁶
25万-50万	○	○	-	○	○	-	○	-	○	○	-	SORP
50万-100万	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	-	SORP
100万以上	○	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	SORP

¹年次申告書はPart A～Dで構成され、年間収入£1万以下の法人は提出不要。£2.5万未満の法人はPart A(年間収入、支出などの基本情報)のみの記入が必要で、£50万以上の法人はPart Dまでのすべての項目への記入が必要。

²保証有限責任会社(CLG)形態によるチャリティの場合は、年間収入規模に関わらず法人規模会社登記局(Companies House:CH)への団体情報の更新登録が必要。

³要精査＝要外部精査(external scrutiny required)

⁴年間収入£25万以上でも総資産額が£326万以上あれば監査の設置が必要。

⁵会計基準の「選択」は、現金主義会計(Receipts and payment)又は会計実務原則(SORP: The Statement of Recommended Practice-Accounting and Reporting by Charities)の選択が可能という意味。

⁶保証有限責任会社(CLG)形態によるチャリティで、年間総収入£2.5～25万の場合は、会計実務原則(SORP)に則る必要がある。

出典：公益財団法人 公益法人協会『英国におけるチャリティセクターの動向報告書』2024年11月、17頁

信託管理人の役割は本来受益者の代理人であることは前提（信託法第百二十五条）であるが、そのうえで、その機能を、整理すると、

- ① 監事的機能は、理事・理事会を受託者と代置してみた場合に法人での監事に準じた機能を信託管理人が果たすことを期待する可能性はある。

ただし、この場合、信託管理人の法的な権限（「信託の目的の達成のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限」）との間で齟齬が出る可能性は十分にあり得る。受託者も信託管理人もそれぞれ信託目的の達成のために善管注意義務及びそれぞれ忠実義務と誠実・公平義務とを負う。実際に受託者が信託事務を行うわけであるが、「裁判外の行為」として信託管理人が事務遂行に関与することができるわけであるから、信託管理人の権限行使は監事機能に想定され

る第三者性を想定しているとは言えない。

- ② 信託法上の権限に基づいて信託管理人が受託者の業務に積極的に関与する場合、例えば評議員（会）のように、諮問機能的機能、重大事項についての同意や決定などができる可能性も、法定のものもあるし、さらに権限の制限でないかぎり信託行為でも確認できるだろう。

結局、法の範囲内でのこの選択は、委託者・受託者に任されている。

提起されている点だが、

日本の場合、すべての公益信託には信託管理人が設置され、かつ業務報告・会計報告の提出を求めている。したがって、例えば 5000 万円以下 500 万以上の公益信託については、別に監事を設置することと比較するのであれば、信託管理人の監事的機能を確認する方向は妥当だと考える（例えば、信託管理人に事業報告及び会計報告の公正性についての確認を求めることなど）。ただし、例えば、1000 万円（あるいは 500 万円）以下の小規模信託において信託管理人に監事としての専門性を求めることまでは必要ない（現行の特活法人においても事実上大多数において税理士や（簿記 2 級程度の）会計が読める方が監事になられているのは理解しているが求める条件とはなっていない。望ましいことと法的条件とは異なる）。なお、監事監査は、当然ながら会計だけではない。現場では、会計関係の専門性だけを求めるよりも、総合的な人格的誠実性や事務能力の方が重要である場合も十分にあり得る。

なお、「受託者における要件を緩める」とあるが、もともとの「要件」は具体化されているとはいえないので、どの程度までゆるめるのかはあいまいにならざるを得ない。能力があるかないかは、1 年後、また 3 年後等の事業報告や会計報告書類で判断すればよい。

（ク）（資 1－17）第 3 章公益信託認可基準等(1)受託者の能力（法第 8 条第 2 号）

○公益信託に係る重要な意思決定の適正性（コンプライアンスの確保を含む）を確保するための体制をどのように考えるか。

○公益信託事務の具体的内容に即して判断する必要があるが、原則として、次の場合には、適正な運営を確保する仕組みがあるとして取り扱うものとする。

ア信託会社、上場会社その他事務の適正を確保するために必要な体制が確保されていると認められる法人が受託者である場合

イ法令等において、受託者の理事会（これに相当する機関を含む。）の三分のルールが定められている法人（公益法人、社会福祉法人等）が受託者である場合

ウ軽量の公益信託であって、受託者の重要な意思決定について、信託管理人及び合議制機関（信託行為において定められているものに限る。）の同意を必要とする旨信託行為において定められているもの

エ軽量の公益信託であって、受託者の重要な意思決定について、信託管理人（法令等において、信託管理人の理事会の三分のルールが定められている法人又は独立した 3 人以上の信託管理人がいる場合に限る。）の同意を必要とするとともに、公益信託事務の実施状況について、信託管理人が原則として年に 3 か月に 1 回以上確認する旨を信託行為において定められているもの

オ軽量の公益信託であって、公益事務の内容、受託者の体制その他事務の適正性を確保するための受託者の取組、信託管理人の職務及び体制に照らして、意思決定に関して、適正な運営を確保する仕組みが確保されていると考えられるもの。

※ 1 ア・イは、受託者がガバナンスに関して法令に基づく処分を受けているなど、受託者の適正な運営が確保されていないと認められる事情がある場合を除く。

※ 2 軽量ではない公益信託については、上記考え方を踏まえて柔軟に判断

→

ウ 「軽量の公益信託」についてこのような規定をつけると、「軽量」性を阻害する。軽量要件が前提として問題となるが、...。「軽量でない公益信託」の方が規制が弱くなる可能性が十分にある。

一般的には受託者には忠実義務や善管注意義務があり、信託管理人には忠実義務と誠実公平義務があるのだから、それに違反した場合には損害賠償請求の対象になる。このことを前提に、「軽量」な場合、例えば、年間総収入あるいは支出が1000万円（あるいは500万円）以下の小規模信託については、事業報告書及び会計書類において信託管理人によるチェック欄を設けてチェックさせる、問題点があれば記載させる、という程度でよいのではないかな。

さらに、「軽量でない」場合にも段階性を明確に求めて簡易判定をしてはどうか。この段階性については、多様な基準がすでに一般法人や公益法人等において導入されている。

https://www.koueki.jp/dic/hieiri_596/

(ケ) (資1-18) 第3章公益信託認可基準等(2)信託管理人の能力 (法第8条第3号)

○監督事務の継続可能性に関して、信託管理人が任務終了となった際の次期信託管理人の選定手続等をどのようにするか。

○信託管理人は、受託者を監督する者であることを踏まえると、受託者が信託管理人を選定する枠組みは望ましくない。

○これまでの公益信託の実務では、信託銀行が合議制機関の同意を得て信託管理人を選定してきた実情があり、重い手続きを義務付けることは大きな負担増となる。

○信託法では裁判所が関与する形で新信託管理人を選任する方法が用意されている（信託法第129条）が、一定の時間が必要になり、不在期間中のガバナンスが不安定になる。

以上を踏まえ、信託行為に以下のような新信託管理人の選任手続きを定めておくこととするのはどうか。

①信託行為にて、予め「新信託管理人」を定める方法

②旧信託管理人と委託者の協議によって定める方法（旧信託管理人及び委託者の両者が存する場合）

③受託者が選任する方法（旧信託管理人又は委託者が存しない場合）

ア受託者が信託会社や公益法人その他十分なガバナンスが確保されている法人である場合、受託者の内部規程等に基づき、新信託管理人を定める方法

イ受託者が上記以外の者の場合、弁護士等の士業のうちから、合議制の機関の同意を得て定める方法

※受託者が任意に信託管理人を選任できるのは、既存公益信託の移行時のみとする。

➡信託の基本は、委託者による信頼である。その点で①、②は基本的には妥当だろう。①の場合、特定の個人や役職のみならず、信託行為に定める方法があればそれに従うことを含める。

問題は、③だろう。ア、の場合に、「信託会社や公益法人その他十分なガバナンスが確保されている法人」とそうでない法人とを分ける必要があるが、他の項目（例えば受託者能力等）とも合わせ、類型化できるか検討が必要ではないか。法人税法別表のように膨大な種類の法人があるが、それらを別々に行政庁が判断できるのだろうか。④で士業とあるが、大規模公益信託以外でもコスト面で可能な提案と言えるか疑問。

むしろ、中間支援団体（例えば公法協や助成財団センター、コミュニティ財団や特定領域の中間支援団体、将来の公益信託推進機関等）に信託管理人候補者のプールを作りその中から選択できるような仕組みを作ってはどうか。現状でも外部理事や外部監事の人選について困っているところが多いので、それらを併せて検討することもできる。

外部理事など無報酬の場合が多いと思われるが、信託管理人についても、小さな公益信託では報酬をほとんど出せない場合もあるだろう。大規模公益信託等の会員制の仕組みをとり、公益信託全体の信用性を保持するためのコストとして会費を払って報酬の一部を支援する形もあるだろう。海外では寄附についての民間団体によ

る信用確保スキームがあるがそれに近いかたちで民間の自主的団体によるサポートの形が良いと考える。

(コ) (資1-19) 参考

こういう図は分かりやすく大変よい。

(評議員会の位置づけなど議論されるべき点はあると思いますが、分かりやすいと思いました。信託管理人の箱がおおきく、受託者が相対的に小さく書かれていてよいか、とか、委託者の意思によって信託目的が成立し信託を支配している(成立後の指示は別問題ですが)という信託の本旨から、委託者をより重視した図にすべきではないかとか、議論はありますので、今後の検討によってよりよいものにすることが必要だと考えます。)

(サ) (資1-20) 第3章公益信託認可基準等(3)公益信託事務の遂行能力(法第8条第4号))

○公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務が現実的に処理される見込みであることをどのように確認するか。

○将来の寄附や対価収入を確定的に見込むことは困難であり、この基準を厳格に求めると、民間の発意による挑戦を徒に抑制する結果にもなりかねないことを踏まえ、公益事務の中断等により大きな不利益が見込まれるような場合(※)を除き、中長期的な予測に関しては明らかに不合理なものでなければ、見込みがあると判断するものとする。

※約束した奨学金の支給が途絶えることによる学業継続の断念など以上を踏まえ、以下のような観点から確認する。

ア 金融的収入については、市場レベルを逸脱しない水準や合理的に見積もり可能な水準から算定しているか。

イ 寄付金収入については、実現可能なものと合理的に説明できる水準か。

ウ 費用については、発生する項目や見積もり額が極端な過不足がなく、合理的に説明できる水準か。

エ 事業型にける事業計画書及び収支予算書の基礎データとなる利用者数の算定が合理的に説明できる水準か。

オ 信託の存続期間を通じて、個人の受託者や個人の信託管理人の任務終了時にスムーズな新受託者や新信託管理人が選任できる体制か。

カ 収入の変動が大きい場合等には、収入の変動に応じた事業継続の仕組み(必要に応じ事業規模を縮小する等)があるか。

なお、公益法人や特定非営利活動法人などの本来事業の一環として、あるいは、企業の社会貢献活動として公益信託事務を行うことも想定される。このような場合、受託者による出捐の存続可能性も問題となるが、長期間の存続見込みを明らかにすることは困難なことも多いと考えられ、民間公益の活性化の観点から柔軟に判断するものとする。

→「明らかに不合理なものでなければ、見込みがあると判断する」という方針は妥当。ご指摘のとおり、本質的には、スタートアップのような新規の相違ある事業を活性化しようとするのであれば、過度な保障を求めることは困難である。安全を求めれば既存の財の流れの中でしか構想できないだろう。

ただし、「明らかに不合理なものでない」という基準と、「合理的に見積もり可能な水準から算定」というのでは大きく違う。「明らかに不合理な見積もりになっている水準で算定」されている場合には排除する、という表現の方が基本方針に沿っている。つぎも、「寄付金収入については、明らかに実現が不可能な水準か」などとなるだろう。「実現可能なものと合理的に説明できる」という表現は、「可能」性の評価が非常に高い場合にはよいが実際には難しい場合が一般的である。

費用については、最低限費用と資金の用途が付けば可能な支出項目とが分けられることになるだろう。「極端な過不足」があれば問題だろうが、意欲的な事業計画の場合には「極端な」費用支出を見込んでいると批判されて不認可までいかないか心配するところである。「利用者数の算定」も同様。夢を描くことを否定しない認可行政が必要。力を含めて持続性の判断に深く入り込まない方がよい。そういう記述があれば、逆に認可審査に関して行政責任が問われかねない。

むしろ、存続が不可能になる場合があることを前提にして、行政の説明の基本的姿勢として、多様な試みが行われることを支援することの公益性を前提に、個々の公益認可について事業の持続性や成功を保障しているものではない、ということを明確に方針としてガイドラインにも打ち出すべきだと考える。でないと、どんどん細かくなって干渉主義に陥る。

なお書き以下は、当然のことであって書くに及ばない。信託行為等の受託条件に沿って行われるのは当然のこととして、どの程度出捐するかは、個々の法人の経営判断による。

(シ) (資1-21) 第3章公益信託認可基準等(4)信託報酬 (法第8条第11号)

○複数の受託者又は信託管理人がいる場合の公益信託報酬の額又は算定方法について、どのように考えるか。

○公益信託報酬の支払基準において、公益信託報酬の総額が明確にされている場合に個別の公益信託報酬額又は具体的な算定方法を明らかにできない理由が示され、かつ、受託者又は信託管理人間の信託報酬の配分の考え方が示された場合には、「公益信託報酬の額又は算定方法」が定められているものとして取り扱うこととしてはどうか。

→配分方法が問題なのではなくて、全体として過度に高額な信託報酬を得ていないか、ということが認可との関係で問題となるので、本来配分の内訳まで入る必要はない。

○公益信託報酬に含まれることとなる費用について、どのように考えるか。

○公益事務に要する「費用」として信託財産から支出する費用と、公益信託報酬の中から支払うべき費用とするかについては、明確に区別し難いことが想定される。一方で、費用の範囲を厳格に区分することが受託者に負担を強いることになる場合や、費用の内訳は営業上の秘密に該当する場合があることも考慮することが適切。このため、公益信託報酬は、管理費として計上され、公益事務割合の基準を満たす限りで、どのような費用を公益信託報酬の中に含めるかは、委託者等の判断（信託行為）に委ねる。

○公益信託報酬に含まれる経費を、費用として二重取りすることは不適切であり、また、「不当に高額ではない」と判断する上で、どのような費用が信託報酬に含まれるかは明らかにする必要がある。

○支払基準において、上記趣旨を充たす記述があればよく、例えば、「信託報酬には、○○業務のための人件費を除き、公益信託事務の遂行のために通常要する人件費、消耗品その他の費用に充てる額が含まれる」といった規定を許容する。

→株式会社の場合、できる限り利益率を高めることが株主や会社に対する社員の責任となる。したがって、合法的な範囲内で（公開され）社会的批判を受けなければ最高の信託報酬を得ることが義務付けられる。他社よりもより利益率の高い、つまり「うまみ」のある事業をすることは誇ることであって批判されることではない。

非営利法人の場合も、株主への配分はないにせよ役員報酬や従業員給与、あるいは事業拡大の必要から報酬増大圧力は働く。

他方、受託者の忠誠義務、信託管理人の誠実義務からして、上記のことは義務違反となる。この義務の対立、忠誠の相克が存在する。このことを前提にして、基本は、第一に、信託の忠誠義務・誠実義務の範囲内、つまり信託財産を最大限公益目的に使うという義務を果たすうえで許容される範囲内でのみ報酬を得ることが

できる、という原則を確認することが必要である。この点が曖昧になっているのではないか。「不当に高額ではない」のは当然であるが、公益信託事務の遂行という目的を最大限にするという義務を超える報酬は受託者の義務違反である、ということを確認すべきである。本来信託報酬については、社会的に「不当に高額ではない」のみならず、忠誠義務との関係で「不当に高額ではない」という説明責任を負っていると考える。この説明責任は、行政庁に対するものというよりも、信託の建付けから言えば不特定かつ多数の受益者である社会に対する説明責任である。

したがって、公開性を高くすること、行政も得られた情報を用いて、分かりやすく、信託報酬についての情報を明示することが重要である。この点を、ガイドラインにおいても確認してはどうか。

なお、費用と報酬とを分けるという点では、分けることによって上記の公開性が高まるという視点から、明確に信託報酬を分けた場合に対するインセンティブとなるような規制が望ましい。分けない場合で、特に大規模公益信託については、3割基準は規制としての妥当性が問われると考える。

分けられないという声を信託銀行関係者からしばしば聴くところである。本来コスト計算は業務において必須であるので、従来の業務の手法に牽引されている可能性はないのか、検討する必要がある。従来は報酬部分が明示的に認められていなかったからこそ、区分する必要がなかった。しかし、改正後は異なる。例えば実務においても委託事業では費用部分と報酬部分とは会計上区分されるはずである。

(ス) (資Ⅰ-22) 第3章公益信託認可基準等(4)信託報酬 (法第8条第11号)

○「不当に高額」と考えられる報酬をどのように考えるか。

○公益に関する活動は、無償又は低額で行わなければならないという考え方は、公益活動に携わる者を減らし、結果として、民間の公益活動の発展を妨げることになりかねない。公益信託事務のために間接的に必要となる費用も含め、公益信託事務のために要する全ての費用を、公益信託報酬又は費用として回収できることは当然のこととして、適正な利益を得ることも許容されるべきである。

○一般に、業務を委託する場合の報酬(価格)は、委託業務の質や受託者の能力等に応じて決まると考えられるところ、どのような能力を持つ者を受託者とするかの一義的判断は、委託者が行うことになる。その上で、委託者(財産拋出者)と受託者が納得して決めた報酬額について、行政庁が介入することは、最小限とすべきである。

○以上を踏まえ、原則として、受託者が、公益信託事務に要する費用等について委託者に十分な情報を示して説明した上で、信託行為及び支払基準を策定したことが確認できる場合には、明らかに不自然・不合理と判断できる場合を除き、不当に高額なものとならないような支払基準を定めていると判断することとする。

○ただし、委託者と受託者の間に特別な関係がある場合(特別な関係があると合理的に懸念される場合を含む。)には、受託者が、公益信託事務に要する費用等について確認し、類似の業務等と比較して、社会通念に照らして、著しく高額な利益を得ていると判断される場合には、その支払基準の定める報酬水準は「不当に高額」に当たると判断することがあり得ることとする。

➡先の拙論によって「適正な利益」を得ることが否定するわけではない。基本的には、株式会社であれば適正な利益がなければ(社会貢献性など他の要素を抜きにすれば)撤退することになるだろう。行政庁が介入しない、という姿勢も妥当であると考え。ただし、上記のように、社会的コントロールが行われるように、分かりやすく情報を公開する責任が行政にはあると考える。情報を公開させることは行政権限でないといけない。その点での方針を付け加えるべきである。

(セ) (資Ⅰ-23) 参考公益信託の財務規律/情報開示・会計の在り方について(今後の検討方針

(最初のスケジュールの部分で意見をだしています。ご参照ください。)

従来意見書で指摘してきた帳簿問題は、余分な負荷を課さないように、丁寧に対応することを期待する。

「実務的に支障が出ないよう」という姿勢は重要だが、同時に従来の慣行に牽引されないように、信託の本旨に返った対応を期待する。

(ソ) (資1-24) ワークショップ・調査研究について

(最初のスケジュールの部分で意見をだしています。ご参照ください。)

+++++

<以下は、ガイドライン案本文への若干の意見です。申し訳ございませんが、フォーマットを使っておりません。全体ではありませんし不十分ですが、審議の経過もありますので、途中ですができるだけ早めに出した方がいいと思いますので、ここまでの意見でさせていただきます。>

1、 文書の性格と基本的な言葉遣い

(ア) 用語法

① 「者」→「方」

例えば、「公益信託の設定に関わる者（財産を拠出しようとする者）」というように「者」という表現が頻出するが、公益信託に関わる方への敬意が表現されるべきである。

② 「ものとする」

ほとんどの場合不必要。

③ 以前にも指摘したが、マストとシュッドを分ける。つまり法令上従わなければならないことと、することが望ましいこととを表現上明確に分けてください。

④ 用語を難しくしない。

事例：「公益行政は、公益信託のステークホルダー（委託者、受託者、信託管理人等）が自主的・自律的に構築したガバナンスの下で、コンプライアンスを確保し、適切に公益信託の運営を行うことを前提に、寄附者等の意思、信託行為に従った受託者等の自律的な判断などを最大限に尊重して行う。審査や監督は、法律に従い、プリンシプルベースで行うことを原則とし、行政庁・合議制機関において受託者等が従うべきルールを一方的に設定し、これを押し付けることは、厳に慎む。」

➡例えば、流行の外来語を少なくし、文を短く切ってはどうか。

「公益行政の前提は、公益信託に関係する方々（委託者、受託者、信託管理人等）が自主的・自律的に構築したガバナンスの下で、法令を順守し適切に公益信託の運営を行うことです。行政は、信託財産を寄附される方々の意思、信託行為（信託契約や遺言のこと）に従った受託者の自律的判断などを最大限に尊重しなければなりません。審査や監督は、法律に従い、公益信託の原則をもとに行い、行政庁・合議制機関において受託者や関係する方が従うべきルールを一方的に設定し、これを押し付けることは、決してしてはいけません。」

（ですます調にしなくても結構ですが、参考まで）

⑤ 凡例に用語説明をつけてはどうか。

例えば、「信託行為」「寄附」など、説明があった方がよい。委託者、受託者、信託管理人、分別管理、倒産隔離等も、ガイドラインで出てくるのであれば、入れた方がよいだろう。

2、 内容について

(ア) 「寄附」という用語

「公益信託に対する寄附の拡大」(7 頁) など、多く使われているが、信託財産の拠出を「寄附」とすることを通常とするのか。確かに、公益信託法第8条で一か所使われているように思われるが、ガイドラインで、寄附を信託財産の拠出と同義語として用いるのは妥当か。信託財産の信託行為による支出(拠出)と、後に受託者が信託としてでなく寄附を集める場合との区別が分かりにくくなるのではないか。

(イ) 合議制機関が、監督を直接しているか確認してほしい。分散管理については、資料1への意見で上述。

(ウ) 営利競合問題について(2章-3頁)

- ① 「⑥ 営利企業等が実施している事業と類似する公益事務にあっては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益事務としての特徴があること」及び注2

1. 根本的に視点として妥当ではない。

営利競合による排除は法令上の根拠がないと考える。

下記の能見善久東大名誉教授の見解が妥当である。

(「新公益法人制度の意義と課題－よりよき公益法人制度を目指して－学習院大学法科大学院教授 能見 善久」 「シンポジウム 公益法人制度改革と市民社会の新たな展望」 (2009 年) 28～41 頁 この部分を添付。全体については下記からダウンロード可能

<<https://kohokyo.or.jp/files/research/report/docs/symposium2008.pdf> >)

「もう一つ定義に関連してお話ししておきたいことは、営利競合との問題である。ご承知のように一部には、営利企業が行えるような事業は公益事業とは言えないという議論がある。これが果たして本当に適当な考え方なのか。結論を先に言うと、私はこの考え方は適当ではないと考えている。理由は二つある。一つは営利企業が行う事業であっても公益法人が行うことがある。事業自体が過渡的な段階のもので、いろいろな法人形態がその事業を行う場合はいくらでもあり得る。

例えば鉄道事業などはむかしは公益事業、国営だった。しかし、だんだんと私鉄ができ、国鉄と私鉄が共存した。そういう意味ではこのような事業であっても、営利企業と公益企業が共存する時代が続いていた。そして、単に過渡的な段階でこういうことが生じるだけでなく、そもそも営利企業と公益法人が同じ領域に入り込んで、同じ領域で競争することがあって構わないと私は思うが、人によっては、これは適当ではないと批判をされる。私が委員をしている県の公益等認定審議会でも、この点についての激論があり、その中味は審議会の議事録として公表されるはずだが、大変重要な議論がされた。

その批判の理由としては、公益法人が税の優遇措置を受けて営利企業と競争すると、税の優遇措置を受けていない分が不利なので営利企業が成り立たないということが挙げられる。そういうロジックもないわけではないが、私の考えでは多くの場合にはむしろ逆である。

公益法人は、公益事業によって利益を出してはならないという規制もあるので(今回の法律は、不合理なほどこの点での規制が厳しい)、非常に厳しいいろいろな規制の中ではおそらく営利企業とは対等に太刀打ちできない。営利企業のほうが圧迫されることももちろんいろいろな条件下においてはあるかもしれないが、そういう状態はおそらくあまりないと思うので、このような批判は当たらないのではないかと思う。

また、営利競合している領域ではその事業を公益目的事業と認定すべきではないという意見に対する反論としては、営利企業と競合していることを理由として公益事業を否定することは法律に書かれていないということがある。法律に書かれていない規制をむやみに持ってくるべきではないと思う。本来、この法律の目的が公益を増進することであることは、先ほどその目的規定についてお話した通りだが、そういう観点からすると、法律に明確に書いてある規制には従わざるをえないが、しかし書いてないもので規制するのは法律の本来の趣旨に反する。例えば、公益目的事業の比率が50%以上でなければならないといった点について

も、これは法律に書いてあるので、これ自体はどうしようもない。もっとも、私は政策としてはもう少し緩いものがあったてもいいのではないかと思う。あるいはこういう基準を設けるのであれば、公益目的事業として認定するものの範囲をもう少し緩くするべきではないかと思う。」(37-38 頁)

例えば、演劇などの舞台芸術をしている公益法人が、株式会社の舞台と質的に異なるか、と言えるだろうか。公益法人がしても興行的に成功することもあれば失敗することもある。また、公益法人がしている方が芸術性が高いと言えば、株式会社の方々は憤慨するだろう。もちろん、障害者などのような社会的ハンディキャップを負っている人々の参加は公益性を高めるかもしれないが、要件ではない。過疎地での経営の困難さはあるが、大都市での舞台芸術興行を行う法人も公益法人になりえるだろう。要は、公益目的を持ち、公開性が高く、利益が基本的に株主に配分されないなどの要件が問題なのであって、営利競合性を条件にすべきではない。

なお、昨年の公益認定等ガイドライン研究会での下記意見も参照されたい。

→公益認定等ガイドライン研究会（第 3 回）提出意見「いわゆる「営利競合」問題について」2024 年 7 月 29 日 研究会参与 実吉威

<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/documents/tzf67pbb8q.pdf>

2. 立法趣旨論は妥当ではない。

注 2 に記載されている叙述はかつての「公益法人の設立許可及び指導監督基準」にある表現であるが、その後の公益法人制度改革において、この基準は存在しておらず法令上の根拠がない。

むしろ、改革前の規制から、営利競合が条文（あるいは旧ガイドライン）から消えた、という点を重視すべきである。能見も述べるように、財務三基準を始めとする強い規制が入っており、制度改革以前とは規制内容が根本的に異なるのであって同一の論理を引用してくるのは改正法の問題（ガイドラインの表現でいえば「プリンシプル」）をないがしろにしかねない。

3. 公益信託では収益事業が禁止されていることから、公益法人よりも事業運営における資金面での困難性は高まる。この点でも、営利競合論を強く打ち出すことには、公益法人以上に問題が大きい（参考：能見善久「新しい公益信託法と公益活動の促進」『信託』278 号 2019.5、27 頁）。

「また、要綱案で示された認定基準の中には、公益法人の公益認定基準をそのまま持ってきたために、公益信託においては適当でないものもある。収支相償原則もその 1 つである（要綱案第 9、4 (1)エ）。この原則は、公益法人においても批判されているが、公益法人の場合には収益事業が認められており、収益事業からの収益は収支相償原則の計算においては考慮されない（公益目的事業会計に組み入れられる分は別）、公益法人の事業活動にとって財政的な支えとなっている。しかし、公益信託においては、収益事業が禁じられた上で（従って、収入としては信託財産である金銭・株式の運用益、美術館などではその入場料などの収益しかない）、わずかに許容される公益信託事務による収益について、収支相償原則で原則として全てその年度中に使わなければならないということになる。これも事業型の公益信託を事実上困難にする」

+++++